

共同住宅における廃棄物保管場所等の設置及び管理に関する指導要綱

平成11年 7月1日制定
平成15年 11月1日改正
平成18年 8月1日改正
平成19年 7月1日改正
平成23年 4月1日改正
平成23年 8月1日改正
令和3年 1月1日改正
令和4年 3月1日改正

(趣旨)

第1 この要綱は、名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成4年名古屋市条例第46号）第30条及び名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（昭和47年名古屋市規則第42号）第3条の6に基づき、共同住宅における廃棄物の保管場所（以下「保管場所」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象とする共同住宅)

第2 この基準の対象となる共同住宅は、一区画ごとに浴室、便所、湯沸かし場等を設けた形式の住宅、事務所等を複数有し、主に家庭廃棄物を排出する建築物とする。

(協議)

第3 第2の共同住宅を建築しようとする者（以下「建築者」という。）は、名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例（平成11年名古屋市条例第40号）及び名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例施行細則（平成12年名古屋市規則第3号）に基づく共同住宅型集合建築物建築計画書の提出前に、保管場所の位置、規模、構造等（以下「保管場所の位置等」という。）について、建築予定区の環境事業所長（以下「所長」という。）と協議しなければならない。

(保管場所の設置届出)

第4 建築者は、第3の協議後、家庭廃棄物保管場所設置届出書を所長に提出しなければならない。

(保管場所の位置等の変更)

第5 建築者は、第4に基づき所長に提出した家庭廃棄物保管場所設置届出書の保管場所の位置等を変更する場合は、所長と協議しなければならない。

2 建築者は、前項により保管場所の位置等を変更する場合は、改めて家庭廃棄物保管場所設置届出書を所長に提出しなければならない。

(保管場所の位置等)

第6 建築者は、以下の事項に留意して保管場所を設置しなければならない。

(1) 保管場所の位置

- ア 収集車両の横付けが可能である道路に面した位置であること。
- イ 収集作業に支障がなく、かつ安全な位置であること。
- ウ 原則として後退運転を行わないで収集作業が可能な位置であること。
- エ 近隣住民から苦情が発生しないよう配慮した位置であること。
- オ 収集作業上法令等に抵触することのない位置であること。
- カ 保管場所を設置することにより交通障害とならない位置であること。
- キ 複数棟の共同住宅における保管場所は、原則、棟毎に設置すること。
- ク 共同住宅に面する道路幅員が狭いこと、収集経路に組み込むことが困難であること、公道に面して設置する場所がないなどの場合は、所長と協議の上、保管場所を設置すること。

(2) 保管場所の規模

- ア 保管場所は、間口1.5m以上、奥行き1.5m程度を確保したうえで、別表に基づき、ごみ・資源の種類ごとの保管場所の面積を確保すること。
ただし、やむを得ない理由があると所長が判断した場合は、この限りでない。
- イ 収集間隔、入居者の増加等を考慮し、余裕をもった面積を確保すること。
- ウ 入居者用の一時保管庫は保管場所の面積に算入しないこと。

(3) 保管場所の構造

- ア 保管場所は、コンクリート等の腐食しない材質で造成すること。また、床面を舗装し、水洗い用の給排水設備を設けること。
- イ 勾配に配慮した、洗浄が容易で汚水が下水道等に流入する構造とすること。
- ウ 複数のごみの種別について保管場所を設置する場合には、仕切りの設置及びごみの種別の表示を行うこと。

(4) 小屋型の廃棄物保管場所を設置する場合の要件

- ア ごみの種別が混ざらないよう対策を講じ、保管場所の内部を清潔に保つこと。
- イ 駐車車両等により扉の開閉が妨げられることがない位置に設置すること。
- ウ 保管場所の入口及び内部に段差を設けないこと。
- エ 扉はスライド引き戸式に開放できる構造とすること。
- オ 扉の開口時の間口は幅1.5m以上または全体幅の3分の2以上、高さ2m以上とし、保管場所内の奥行きは1.5m程度とすること。
- カ ごみ量が多いときも前面扉の開閉に支障がないように設計すること。
- キ 扉の動作不良等構造上の問題で収集業務に支障がある場合は、改修等の改善策をとること。
- ク 原則施錠は行わないこと。管理上の都合のため鍵を掛ける場合は管理人等が収集前に鍵の開錠を行い、収集後に施錠を行うこと。

(5) 保管場所に箱型のごみ容器を設置する場合の要件

- ア ごみの種別が混ざらないよう対策を講じ、ごみ容器の内部を清潔に保つこと。
- イ 駐車車両等により蓋及び扉の開閉が妨げられることがない位置に設置すること。

ウ ごみ容器の取り出し口は、円滑な収集業務が妨げられないような高さ、大きさ及び構造とすること。

エ ごみ容器が飛散しないように対策すること。

(6) 収集車が敷地内に進入して収集する場所に保管場所を設置する場合の要件

ア 収集車が通り抜けられること。

イ 進入道路幅員は4 m以上とすること。

ウ 進入道路は、マンホールの蓋等を含めて車両総重量（11 t）に耐えうる構造とすること。

エ マンホールの蓋等を含めて進入道路の破損について名古屋市は損害賠償の責を負わないこと。（収集職員が故意又は過失により破損した場合を除く。）

（近隣住民への説明）

第7 保管場所の位置及び形状について隣接する住民、町内会長及び保健環境委員に説明を行い、廃棄物保管場所の経過説明報告書（様式1）を所長に提出すること。

（保管場所の管理）

第8 建築者は、保管場所の管理責任者（以下、「管理責任者」という。）を選任し、家庭廃棄物保管場所等管理責任者選任（変更）届出書（様式2）を、所長に提出しなければならない。

2 管理責任者は、ごみの苦情に対しすぐに対応できる者でなければならない。

3 管理責任者は、ごみに関し苦情のあるときは所長と協議のうえ、解決に努めること。

4 管理責任者は、保管場所付近の公衆から見える位置にその連絡先を表示すること。

5 保管場所の設置後に、収集経路上に円滑な収集業務の障害となる構造物等を設置しないこと。

（管理責任者の職務）

第9 管理責任者は、以下の職務を担当する。

(1) 入居者に対し、以下の指導を行うこと。

ア 入居に際し、ごみの出し場所、出し方、収集曜日、時間等を周知すること。

イ 現に入居している者の氏名、電話番号を常に把握すること。

ウ 入居者に対し、ごみ出しのマナーを周知するとともに、違反者に対し直接指導を行うこと。

エ 入居者に対し、ごみの発生抑制に努めるよう指導するとともに、ごみ及び資源の分別を徹底するよう指導すること。

オ 指導にかかわらず、違反状態が甚だしく改善が見られないときは、自治会等の立ち会いのもとでごみ袋を開封調査し、違反者に直接指導すること。

(2) 駐車禁止等の防止策を講ずるとともに、構造物又は物品を収集経路上に放置されないようにするなど、収集作業に支障が生じないように保管場所を管理すること。

(3) 不法投棄防止策を講ずること。

- (4) ごみ及び資源の飛散防止策等を講ずること。
- (5) 犬、猫、カラス等によるごみ袋の破損に伴うごみ及び資源の散乱対策を講ずること。
- (6) 共同住宅内組織、自治会、町内会と協力し、収集作業後の清掃を必ず実施するとともに、常に保管場所の清潔を保持すること。
- (7) 所長が、入居者に対して開封調査など指導を行う際、立ち会うこと。

(賃貸型共同住宅のあっせん・仲介業者の責任)

第10 賃貸型共同住宅のあっせん、仲介業を営む者は、入居者に対し契約時に第9(1)アの事項を行うこと。

(保管場所設置及び管理に係る費用)

第11 保管場所の設置及び管理に要する費用は、共同住宅の所有者、管理者又は利用者の負担とする。

- 2 保管場所の破損について名古屋市は損害賠償の責を負わないこと。(収集職員が故意又は過失により破損した場合を除く。)

附 則

- 1 この要綱は、平成11年7月1日から施行する。
- 2 共同住宅における廃棄物保管場所の基準(平成5年6月30日制定)は、廃止する。ただし、廃止される基準に従って設置されたコンテナボックスについては、平成12年3月31日まで経過期間を設ける。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年11月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に協議した保管場所等の設置については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月1日から施行する。